

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例		
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第15号	法 規 集	第12編第 8 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部建築指導課		
条 例 の 概 要	宅地造成等規制法に基づく申請に対し徴収する手数料に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>(現在でも必要な条例か。)</small>	宅地造成等規制法に規定する事務は、許可申請者という特定の者のために行うものであり、その事務に係る手数料に関する事項を定める条例は必要である。	
	有効性 <small>(現行の内容で課題が解決できるか。)</small>	本条例に定めている手数料の額は、人件費等を基に算定しており、適正なものである。	参考 H19年度:42件、398千円 H20年度:19件、109千円
	効率性 <small>(現行の内容で効率的といえるか。)</small>	特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用を徴収しており、また徴収額は国からの通知を参考に算定しており、効率的なものである。	
	基本方針適合性 <small>(県政の基本的な方針に適合しているか。)</small>	地方自治法の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 <small>(憲法、法令に抵触しないか。)</small>	地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令には抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)